

コロナ後の動きを踏まえ再確認!

Q&Aで学ぶ 「自己査定」のキホン

金融検査マニュアルの廃止で各金融機関に一定の裁量が委ねられている今、コロナの影響もあり、債務者区分・格付／償却・引当を含む自己査定の捉え方がさらに難しくなっています。本特別企画では、そうした融資環境を踏まえつつ、若手行職員が押さえてたい自己査定の基本について解説します。

井村 清志

Q1 「自己査定」ってそもそも何？
「金融検査マニュアル」という
ものが廃止されてからは
取組姿勢が変わったと
聞いたけど…？



A 自己査定とは文字どおり「自己」で「査定」するということですが、この「自己」とは私たちが働いている金融機関のことであり、その「査定」の対象となるのは、金融機関自身の資産です。

ここでいう資産——つまり自己査定の対象となる資産は、融資債権のことを指します。要するに、自己査定とは「金融機関が持つ融資債権を、第三者ではなく金融機関自身が査定すること」です。

金融機関には、多くの個人や会社が預金として大切なお金を預けています。このお金は絶対に保護されなければなりません。そのためには金融機関自身の財務状況が健全である必要があります。金融機関が破綻してしまえば、そこに

預けている大切なお金が失われかねないからです。

つまり自己査定とは、預金者を保護するのに必要とされる、金融機関自身の財務の健全性を保つために行われるものであり、預金者と金融機関の双方にとって大切なこととなります。

自己査定は簡単にいえば、融資債権を「正常なもの」と「正常でない」融資の回収に懸念があるもの」とに区分けすることです。

そのために融資先、つまり債務者を主に6つの区分に分けます。これは「債務者区分」と呼ばれ、主に債務者の財務内容などを基にして分けられています。この区分に応じて、それぞれの債務者に対する融資債権を分類していくことになります。

地域金融機関でも 新たな融資手法が期待される

「金融検査マニュアル」とは、金融機関の検査を行う金融庁における検査の手引書を指します。基本的に金融庁は、このマニュアルに基づき金融機関の種類や規模に関わりなく、一律の検査を行ってききました。各金融機関もそれになら、内部の自己査定規定や手続きを策定していました。

したがって「どの金融機関でも、ほぼ同じような考え方で自己査定を行う」という平準化が図られた一方、各金融機関に応じた独自性がなかなか打ちづらいう問題もありました。

この金融検査マニュアルは、2019年12月に廃止されています。金融検査マニュアルは金融機関の自己査定業務における指針として大きな役割を果たしてきましたが、その一方で弊害も指摘されてきたためです。

弊害の1つとして挙げられるのは、金融検査マニュアルに基づく

考え方が融資先の「過去の実績」に基づくものであったことです。

債務者の「将来性」の切り口は見ず、あくまでも債務者の財務内容等の過去の実績に基づいて自己査定を行っていたために、例えばある金融機関が今後の将来性に軸足を据えた新しい融資手法を行うというとしても、過去の実績に基づいた自己査定により、その結果として画一的な引当や償却の実施を求められるために、新しい方法が実現できない——という影響がありました。

しかし、金融検査マニュアルの廃止に伴い、金融機関は独自の考え方で自己査定を実質的に行えるようになりました。これを受けて、債務者の事業内容や今後の将来性を基にした新しい融資手法が企画されるようになり、大手銀行などでは過去の実績にとらわれず、企業の成長性に着目した特色のある評価型融資が実際に取り上げられています。

一方で、地域金融機関などでは金融検査マニュアルの廃止後、大

手銀行に比べて独自の自己査定規定を策定する余力がどうしても弱いために、なかなか金融機関ごとに独自性のある自己査定を行うことが難しいといわれています。

しかし、金融検査マニュアルの廃止後に金融庁から示された「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」に基づき、地域金融機関でも新たな自己査定規定が策定しやすくなったことで、大手銀行とは異なる視点での新たな融資手法への取組みが期待されています。

POINT

- 自己査定とは、金融機関が持つ融資債権を、第三者ではなく、金融機関自身が査定することである
- 金融検査マニュアルの廃止後は、各金融機関で新たな融資手法が検討しやすくなった